

議案第210号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

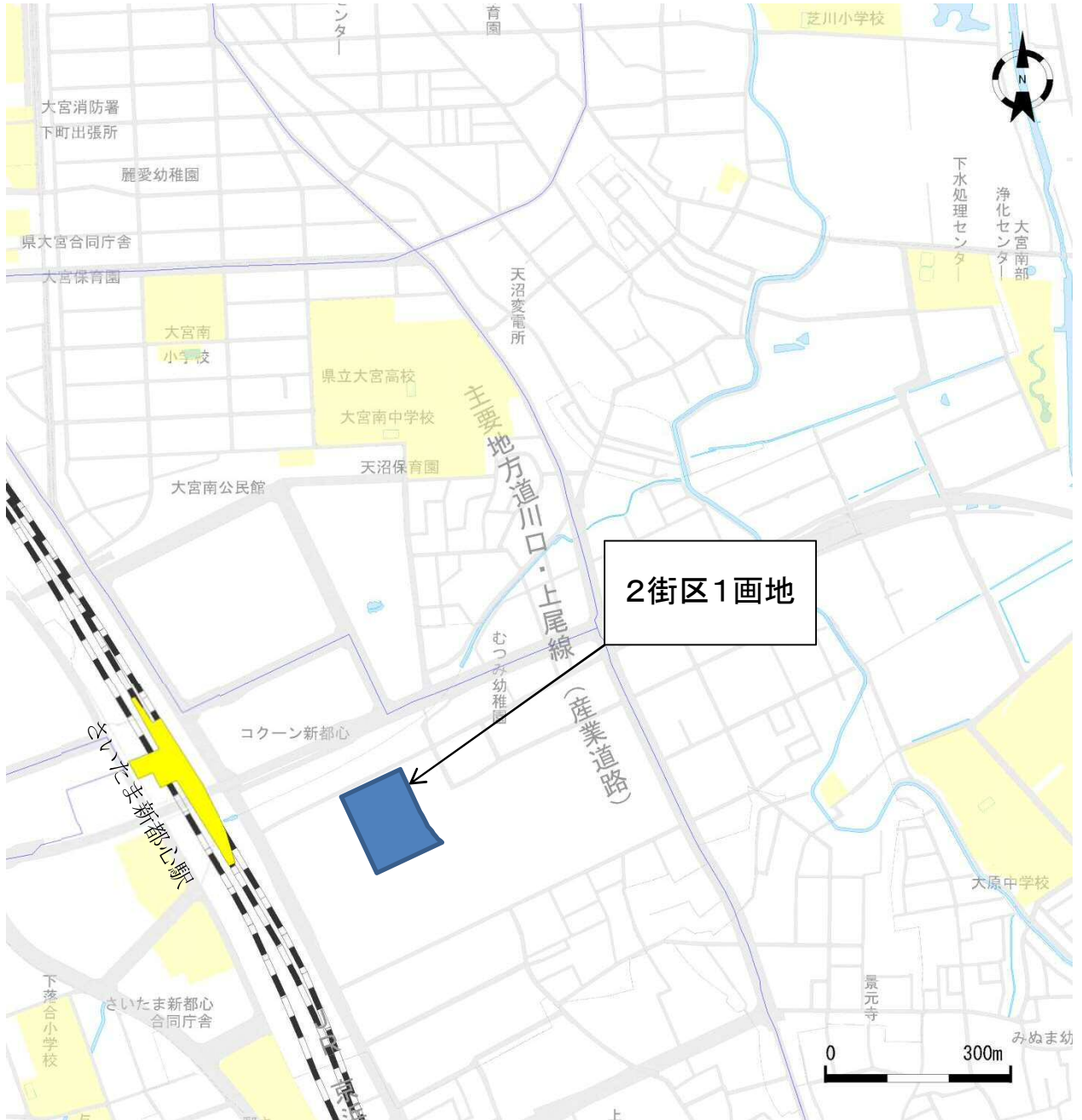
平成29年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 さいたま都市計画事業北袋町1丁目土地区画整理事業地内2街区1画地
15,000.01平方メートル
- 2 取得先 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 3 取得価格 5,749,878,397円
- 4 取得理由 公共公益施設（交通広場等）用地に充てるため。

案内図



見取図

